

<入所申込者評価基準における状況評価上の留意事項>

1「居住状況」

入居申込者が千葉市民かつ千葉市介護保険被保険者であるかで判定する。

2「日常生活自立度」

認知症高齢者の日常生活自立度判定基準に基づき判定する。

3「③介護者の障害や疾病」

「介護困難」は、介護者が障害や疾病のため要介護者の排泄、入浴、移動、着替え、食事などADL全般の援助が困難な場合、「多少介護」は、介護者が障害や疾病のため2つ程度のADL援助ならばできる場合、「介護可能」は障害や疾病はあるが介護可能な状態である場合を目安とする。

4「⑦他の同居介護補助者」

「随時あり」は週1～3日程度、「常時あり」は週4日程度以上ある場合を目安とする。なお、1日あたりの目安は2時間程度以上又は頻回以上とする。

5「⑧別居血縁者介護協力」

「随時あり」は週1～3日程度、「常時あり」は週4日程度以上の場合を目安とする。

6「⑨近隣者等の介護協力」

「随時あり」は週1～3日程度、「常時あり」は週4日程度以上の場合を目安とする。